

県内19市町の温室効果ガス削減目標等

2024年7月末時点

自治体	カーボン ニュートラル 宣言状況 ※①	市町施設の 削減計画 (事務事業編) ※②		市町全域の 削減計画 (区域施策編) ※④
		2030年度 削減目標	2021年度実績 (2013年度基準) ※③	2030年度 削減目標
1 金沢市	済	▲60%	▲17.6%	▲50%
2 七尾市	済	▲50%	▲32.2%	▲50%
3 小松市	済	▲50%	▲32.2%	▲50%
4 輪島市	済	▲50%	▲24.3%	▲25%
5 珠洲市	済	▲40%	▲31.6%	▲26%
6 加賀市	済	▲60%	▲20.3%	▲50%
7 羽咋市	未	▲40%	▲16.8%	▲40%
8 かほく市	済	▲40%	▲16.1%	▲46%
9 白山市	済	▲60%	▲22.8% (2015年度基準)	▲28%
10 能美市	済	▲57%	▲27.2%	▲50%
11 野々市市	済	▲51%	▲9.7%	▲50%
12 川北町	未	▲50%	▲23.7%	未策定
13 津幡町	済	▲51%	▲21.9%	▲50%
14 内灘町	済	▲46%	▲13.4%	▲46%
15 志賀町	未	▲51%	▲30.9%	未策定
16 宝達志水町	未	▲40%	▲26.0%	未策定
17 中能登町	未	▲55%	▲25.6% (2016年度基準)	未策定
18 穴水町	済	▲50%	▲26.3%	未策定
19 能登町	未	▲50%	▲24.1%	未策定
石川県	済	▲60%	▲20.0%	▲50%

<参考>

①カーボンニュートラル宣言は任意である。

②地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項で、全市町が策定するものとされている。

③温対法第21条第15項で、実施状況を公表しなければならないとされている。

④温対法第21条第3項及び第4項で、中核市（金沢市）は策定するものとされ、他の市町は策定するよう努めるとされている。